

8. 日常生活の支援

生活の支援

1. 身体障害者福祉電話使用料助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

回線使用料、配線使用料、ユニバーサルサービス料及び通話料金（月額600円まで）を助成します。なお、対象はNTTの回線に限ります。

(対象)

生活保護受給世帯、所得税または市民税が非課税である世帯、市民税均等割世帯で次の(1)または(2)に該当する方を含む世帯

※令和6年度より、新規受付を廃止しています。

- (1)18歳以上で、下肢、体幹、内部、視覚障害が1・2級の身体障害者手帳を持ち、かつ外出困難な方
- (2)18歳以上で、聴覚障害が2級の身体障害者手帳を持つ方
- (3)固定電話以外の通信手段（携帯電話等）がない方

2. 電話設置時等優遇措置

身体障害者の方などが設置するシルバーホン等の福祉機器の使用料及び工事費が半額程度に減額になります。

(対象)

65歳以上の1人暮らしの方、身体障害者手帳をお持ちの方

窓 口

電話に関するご注文は、局番なしの「116」へ

耳や言葉の不自由な方は、ふれあいFAX：0120-20-1465へ

3. 心身障害者寝具乾燥サービス

担当窓口：障害者福祉課生活係

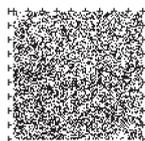
障害のある方の布団を回収し、乾燥等の処理を済ませて、各自宅へ届けます。なお、乾燥は年10回、水洗い(※)は年2回です。(※)水と洗剤により寝具の汚れを洗い流す洗浄方式

(対象)

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方。ただし、布団の衛生管理ができる65歳未満の方と同居の方は利用できません。また、65歳以上で要介護3以上の方は介護保険課で「寝具乾燥サービス」をご利用いただくことになります。

(申請に必要なもの)

身体障害者手帳または愛の手帳



4. 重度身体障害者入浴サービス

担当窓口: 障害者福祉課生活係

年48回、巡回入浴車が訪問し、在宅での入浴サービスを提供します。

(対象)

東京都重度心身障害者手当を受給している方で、身体障害者手帳肢体不自由2級以上の障害があり、家族の介護によって入浴することが困難な小学生以上の方。ただし、介護保険対象者の方は利用できません。

(申請に必要なもの)

- (1) 身体障害者手帳 (2) 承諾書 (3) 病院の証明書 (市所定の用紙)

※病院の証明書作成代の助成はありません。

5. 在宅心身障害者 (児) 理髪サービス

担当窓口: 障害者福祉課生活係

年8回を限度として、理髪師を派遣し、在宅での理髪サービスを提供します。

(対象)

東京都重度心身障害者手当を受給している方で、身体障害者手帳体幹、下肢に関して2級以上の障害があり、理髪店に行くことが著しく困難な小学生以上の方。ただし、寝たきり高齢者理髪サービスを受けられる方は利用できません。

(申請に必要なもの)

身体障害者手帳

6. 身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ・機能回復受術券

担当窓口: 障害者福祉課生活係

市と契約をしている施術院で利用できる受術券を年10枚交付します。原則として2枚で1回の施術が受けられます。

(対象)

肢体不自由で身体障害者手帳をお持ちの方、または東京都難病医療費助成の対象者で、都医療券・都受給者証をお持ちの方

(制限)

世帯(18歳以上は本人及び配偶者)の市民税所得割額合計が28万円を超える方は対象外となります。

(申請に必要なもの)

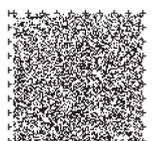
身体障害者手帳、または東京都が認定する難病医療券・難病受給者証

※市外から転入された方は、前住所地での(非)課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。



日常生活の支援



7. スモン患者に対するはり等施術費の助成

東京都と契約をした施術所で月7回を限度に施術費用について次の金額を助成します。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) はり | 2,810円/回 (初回2,910円) |
| (2) きゅう | 2,810円/回 (初回2,910円) |
| (3) はり、きゅう2術併用 | 3,930円/回 (初回4,030円) |
| (4) はりまたはきゅう及びマッサージ2術併用 | 3,930円/回 (初回4,030円) |
| (5) あんま、マッサージまたは指圧 | 2,810円/回 |

なお、(1)～(4)で電気鍼(はり)または電気温灸器を使用した場合は、上記助成額に1回あたり100円が加算されます。

また、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、往療料2,300円/回(原則、片道16km以内)を助成します。

(対象)

東京都内に住所を有するスモン患者で、はり、きゅう、あん摩(あんま)、マッサージ及び指圧の施術を希望する方

※医療保険各法によるはり等に関する保険給付がある方、生活保護法によるはり等に関する医療扶助を受けている方は、利用できません。

ただし、施術に要した費用がこの金額に満たない場合は、当該要した費用とします。

窓 口

東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課

TEL: 03-5320-4472・FAX: 03-5388-1437

8. NHK放送受信料の減免

担当窓口: 障害者福祉課生活係

(対象)

全額免除

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
- (2) 知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

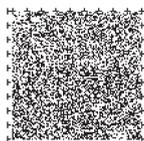
半額免除

- (1) 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- (2) 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
- (3) 重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
- (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
- (5) 戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

(申請に必要なもの)

障害者手帳

※全額免除の場合、市外から転入された方は、前住所地での非課税証明書が必要になります。詳しくは、担当窓口へお問合せください。



窓口

NHK西東京営業センター 立川市曙町2-22-20 立川センタービル12階
TEL: 042-528-6000

9-1. 特別児童扶養手当受給世帯水道・下水道料金の基本料金免除

水道・下水道料金のうち基本料金相当を免除します。

(対象)

特別児童扶養手当を受給している世帯

窓口

特別児童扶養手当受給世帯は特別児童扶養手当証書と印鑑をお持ちになって、東京都水道局府中サービスステーション（府中市寿町3-4-6）へお越しください。

(問合せ)

水道局お客さまセンター

TEL: 0570-091-100 FAX: 042-548-5115
042-548-5110

9-2. 低所得障害者世帯下水道使用料の基本料金免除 担当窓口: 下水道課業務係、障害者福祉課生活係

下水道使用料のうち基本料金相当（1か月につき266円に消費税及び地方消費税を加えた額）を免除します。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方がいる市民税非課税の世帯。ただし、他の下水道使用料の減免制度との併用はできません。

(申請に必要なもの)

(1) 障害者手帳 (2) 検針票または請求書

※市外から転入された方は、前住所地での非課税証明書が必要になります。

窓口

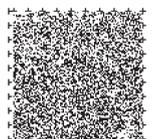
下水道課 業務係（府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎5階）

TEL: 042-335-4381・FAX: 042-335-0125

※障害者福祉課生活係でも、受付いたします。



日常生活の支援



(1) 家庭ごみ有料袋の減免

申請に基づき市指定の有料袋を無料で1年分交付します。申請時期によって交付枚数が異なります。

(2) 粗大ごみ処理の減免

申請に基づき市指定の粗大ごみシールを無料で交付します。

(対象)

(1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している世帯

(2) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

(申請に必要なもの)

(1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方
手当証書

(2) 障害者手帳をお持ちの方
障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での(非)課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

※(1)、(2)ともに代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

窓 口

資源循環推進課 管理係

TEL: 042-335-4400・FAX: 042-336-5181

11. 郵便料金の減免

(1) 聴覚障害者用・点字ゆうパック

障がいのある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃でご利用いただけます。

① 聴覚障害者用ゆうパック

日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間にビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受するものであること。

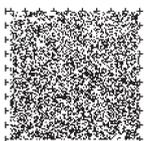
外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。
重量が30kgを超えないものであること。

② 点字ゆうパック

内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。

外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。

重量が30kgを超えないものであること。



【聴覚障害者用・点字ゆうパック運賃表】

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

(2)心身障害者用ゆうメール

障害のある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安い運賃で利用できます。

外装の見やすい所に「図書館用ゆうメール」の文字を明瞭に記載したものであること。

重量が3kgを超えないものであること。

【心身障害者用ゆうメール運賃表】

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超
あて先						
全国均一	92円	110円	150円	180円	230円	310円

窓 口

最寄りの郵便局

12.NTTの無料番号案内「ふれあい案内」

電話帳利用が困難な目・耳・言葉・上肢等がご不自由な方、知的障がいや精神障がいを有している方で、次の方については、事前に登録をすることにより無料で番号案内を利用できます。

(対象)

- ・身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
 - (1)視覚障がい 1～6級
 - (2)肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1・2級
 - (3)聴覚障がい 2～4級、6級
 - (4)音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障がい 3・4級
- ・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - (1)視力の障がい 特別項症～第6項症
 - (2)上肢の障がい 特別項症～第2項症
 - (3)聴覚障がい 第2項症、第4項症
 - (4)音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症
- ・愛の手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(利用方法)

NTT104番の番号案内を利用する際、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を告げるにより無料となります。

窓 口

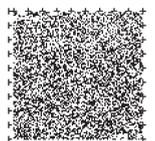
NTT東日本ふれあい案内事務局 **フリーダイヤル**：0120-140174

FAX：0120-104134

(午前9時～午後5時 ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



日常生活の支援



13. 携帯電話料金の割引

障害者手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料等の割引を受けることができます。割引の範囲や率は、携帯会社ごとに異なりますので、くわしくは各携帯会社までお問い合わせください。

14. 補助犬の給付

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当 (身体・知的)

(対象)

都内に概ね1年以上居住し、在宅生活をおくっている満18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、東京都が設置する「身体障害者補助犬給付審査会」において選考された方

- (1) 盲導犬・・・視覚障害1級
- (2) 介助犬・・・肢体不自由1・2級
- (3) 聴導犬・・・聴覚障害2級

(制限)

次のいずれかに該当する方は利用できません。

- (1) 世帯全体の所得税額が月平均77,000円以上の方
- (2) 家主または管理者の承諾が得られない方
- (3) 補助犬を適切に利用、飼育できない方

(その他)

東京都の給付事業であることから、東京都の予算の範囲内での給付となります。

窓 口

東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当

TEL: 03-5320-4147・FAX: 03-5388-1413

15. 在宅福祉助け合い事業

日常生活上の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう地域の方々（有償ボランティア）の参加により行う、会員方式による有償の福祉サービスです。

(対象)

市内在住で、概ね60歳以上の方、または心身に障害のある方

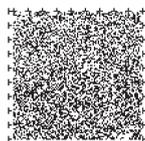
(内容)

サービス項目	サービス内容
基本サービス	職員による相談対応（電話、訪問、来所）
家事サービス	掃除、洗濯、買物・外出代行、食事づくり、話し相手
介護サービス	散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助
家庭支援サービス	ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、衣替え、大掃除
食事サービス	委託業者による、バランスのとれた食事を年末年始を除く毎日ご自宅までお届けします。
生きがいづくりサービス	会員相互によるグループ活動

窓 口

府中市社会福祉協議会（府中市府中町1-30）

TEL: 042-334-3040・FAX: 042-362-9090



16. 成年後見制度に係る報酬費用の助成

成年後見制度は、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方（ご本人）が安心して暮らせるよう、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

市では、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し、その費用の一部または全部を助成しています。

(対象)

次の要件(1)から(3)を全て満たす方

- (1) 府中市民または施設入所等で市外転出し府中市が保険者等になっている方
- (2) 次の要件①から③のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受給している方
 - ② 市民税非課税世帯に属する方
 - ③ 境界層に該当する方
- (3) 報酬付与の審判申立時及び申請時において、本人の預貯金残高や有価証券、保険契約等即時に現金化可能な資産の合計が60万円以内の方

※次の場合は対象になりません

- ・ 施設入所等で府中市内に転入し、保険者等が府中市以外の場合
- ・ 成年後見人等が配偶者または四親等内の親族である場合
- ・ 他に同様の助成金を受けている場合
- ・ 任意後見制度を利用している場合

(助成額)

月額上限2万円

※当該年度内に1回限り、12か月分を上限
(1か月に満たない分は日割りで算出します。)

※予算の範囲内で助成するため、助成決定者数により金額が変動します。

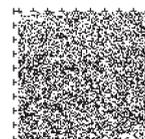
(申請者)

本人、成年後見人、代理権を付与されている保佐人または補助人

窓 口

府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう

TEL: 042-360-3900・FAX: 042-362-9093



安心・安全

1. ヘルプカードの配布

担当窓口: 障害者福祉課

援助を必要とする障害のある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など周囲の方へ必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

(対象)

周囲の援助を必要とする身体、知的、精神に障害のある方や難病にかかっている方など

※ PDF形式でシートをダウンロードできます。

HP

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/shogainoarukata/helpmarkhelpcard.html>

2. 重度身体障害者救急通報システム

担当窓口: 障害者福祉課生活係

家庭内での病気や事故など緊急の場合に、専用の発信器を取付けることにより消防署へ通報するシステムです。

このシステムには、緊急時の対応に協力してくださる協力員（1～3名）が必要です。申請までに近隣の方などに協力員として登録することのお願いをしてください。

(対象)

ひとり暮らし等の世帯で、18歳以上の重度の身体障害のある方

(申請に必要なもの)

身体障害者手帳

3. 障害のある方のための防災ハンドブック

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいよう作成したハンドブックです。非常時の持ち物、避難先を日頃から確認することで、発災時の備えになります。

(配布場所)

障害者福祉課（※二次元コードからダウンロードも可能です。カラーページのⅢページをご参照ください。）

4. 避難行動要支援者対策事業

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

災害発生時に一人では避難することが難しい高齢者や障害のある方を、地域の支え合いにより支援するため避難行動要支援者名簿を作成します。この名簿は自治会や民生委員など地域の支援者に提供し、「安否確認」と「避難支援」の共助の仕組みづくりを推進するものです。

(対象)

(1) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

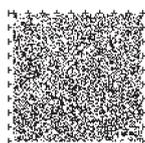
(2) 要介護認定で要介護3～5の方

(3) 1～3級の肢体不自由者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯

(4) 1・2級の視覚障害者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯

(5) 1級の呼吸器機能障害者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯

(6) 1～3度で愛の手帳の交付を受けている一人暮らしの方



(7)1～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの方

(8)上記と同様な状況にあると認められる方（例：長時間独居）

窓口

(1) 高齢者の方 高齢者支援課地域包括ケア推進係

TEL：042-335-4537・FAX：042-335-0090

(2) 障害者の方 障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

TEL：042-335-4962・FAX：042-368-6126

5. 重度障害者家具転倒防止器具の支給

担当窓口：障害者福祉課生活係

家具転倒防止器具（突っ張り棒タイプ・下敷きタイプ）を市が委託した業者（シルバー人材センター）がご自宅の家具等に取り付けます。ただし、1世帯3組まで（突っ張り棒タイプは1組まで）で、1回限りです。

(対象)

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税かつ他の支給事業で、支給を受けていない世帯

(申請に必要なもの)

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

6. 交通災害共済会費の免除

担当窓口：地域安全対策課安全係

交通災害共済（交通事故でけがをしたり、万一亡くなられたりしたときに災害の程度に応じて最高150万円の見舞金が受けられます）の会費（掛け金）を市が負担します。ただし、申込みは必要です。

また、自己負担により会費を更に500円追加することで見舞金の最高額を300万円まで増やせます。

(対象)

身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度または精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方

(申請に必要なもの)

障害者手帳

窓口

(1) 申込み

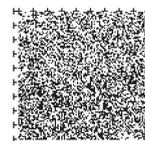
地域安全対策課、総合窓口課、各文化センター

(2) 問合せ

地域安全対策課 安全係 TEL：042-335-4147・FAX：042-336-8674



日常生活の支援



住まい

1. (再掲) 住宅セーフティネット住まい相談

高齢者、障害者、子どもを養育している者、低額所得者世帯等で住まい探しにお困りの方に対し相談を行っています。(4ページ参照)

2. 心身障害者住宅費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

家賃の2分の1に相当する額を助成します。ただし、市民税所得割額に応じた助成限度額があります。

(対象)

身体障害者手帳1～4級もしくは愛の手帳1～3度の方またはその保護者で、府中市内に引き続き5年以上在住し、民間の賃貸住宅を借りている方

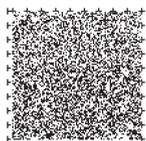
(制限)

次のいずれかに該当する方は利用できません。

- (1) 障害者及び同一住居の居住者の市民税所得割額合計が10,001円以上の方
- (2) 公営住宅等に入居している方
- (3) 生活保護を受けている方
- (4) 他に公的な住宅費の助成を受けている方

3. 都営住宅入居申込の優遇

種類	対象者	内容
家族向住宅 (抽せん方式)	①本人または同居親族が身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳(1～3度)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)注(1)、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上)のいずれかの交付を受けている方 ②本人または同居親族が身体障害者手帳(5級～)、愛の手帳(4度)、精神障害者保健福祉手帳(3級)注(1)、原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方、難病患者や公害病認定患者である方	一般世帯に比べ当せん率が高くなる地区があります。 ① 一般の7倍 ② 一般の5倍
家族向住宅 (ポイント方式)	上記①と同じ (都内に継続して3年以上居住している方に限ります。)	ポイント方式の募集に申し込みができます。(ポイント方式とは抽せんをしないで書類審査や実態調査をしたうえで住宅困窮度を判定し、困窮度の高い方から順に募集戸数分だけ入居予定者として登録しておくものです。)
車いす使用者 世帯向住宅 (ポイント方式)	本人または同居親族が車いすを使用しているかつ身体障害者手帳(1・2級)または戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上)の交付を受けている方(車いす使用者は東京都内に居住する満6歳以上の方に限ります。)	車いす使用者世帯向け都営住宅に申し込みができます。



種類	対象者	内容
単身者向住宅 (抽せん方式)	身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)注(1)、愛の手帳(1～4度)のいずれかの交付を受けている単身者。障害の程度が上記を満たさなくても60歳以上なら申し込みができます。(都内に継続して3年以上居住している成年者に限ります。)	単身者向け都営住宅に申し込みができます。
単身者用車いす 使用者向住宅 (抽せん方式)	住居内の移動に車いすの使用を必要としていて身体障害者手帳(1・2級)または、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上)の交付を受けている単身者。(都内に継続して3年以上居住している成年者に限ります。)	単身者用車いす使用者向け都営住宅に申し込みができます。

注(1)障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。

なお、都営住宅の申し込みには、次のすべてに該当していることが必要です。

- (1) 都内に居住していること(都内に継続して3年以上の居住が必要な場合があります。表を参照)
- (2) 同居親族がいること(単身者向住宅は除く)
- (3) 所得が定められた基準内であること
- (4) 住居に困っていること
- (5) 暴力団員でないこと

都営住宅入居者募集のご案内は募集期間中に限り東京都住宅供給公社、都庁、市役所などで配布します。募集期間は、テレホンサービス、広報「東京都」等でお知らせします。

窓 口

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL: 03-3498-8894
 テレホンサービス TEL: 03-6418-5571



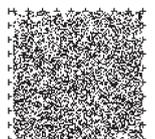
4. 都営住宅使用料の特別減額

使用料を該当する区分の2分の1に減額します。

(対象)

世帯の所得が一定基準以下の世帯で、

- (1) 以下の①～③のいずれかの交付を受けている世帯
 - ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- (2) 常に介護を必要とする世帯で、以下の①～⑤のいずれかに該当する世帯
 - ① 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている
 - ② 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている
 - ③ 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている
 - ④ 公害医療手帳の交付を受けている
 - ⑤ 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に規定する疾病にかかっている



窓 口

J K K 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター TEL：0570-03-0071

*上記の番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方

TEL：03-6279-2652

5. 市営住宅の障害者（児）世帯割当

担当窓口：住宅課公営住宅係

市営住宅の一部を障害者（児）世帯に割り当てます。申し込まれた世帯のうち、住宅に困っている度合の高い世帯が入居できます。

（対象）

申込者本人及び障害者（児）が市内に引き続き3年以上居住しており、次の(1)～(6)すべてに該当している世帯

(1) 申込者または同居親族のうち、少なくとも1人が次の①～④のいずれかにあてはまる世帯

①身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている方

②重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）

③精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方

④戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上）の交付を受けている方

(2) 同居親族がいること

(3) 世帯の所得が定められた基準以内であること

(4) 住居に困っていること

(5) 申込時から入居までの間に市税等の滞納がないこと

(6) 暴力団員でないこと

市営住宅申込のしおりは募集期間中に限り住宅課、おもや西エントランス、市政情報センター、白糸台文化センター、西府文化センターで配布します。募集期間は市HP及び広報ふちゅうでお知らせします。

窓 口

住宅課 公営住宅係 TEL：042-335-4457・FAX：042-335-1140

コミュニケーション支援

視覚障害のある方へ

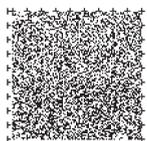
1. 点字による即時情報ネットワーク事業

原則として毎週月～金曜日（祝日を除く）に新聞記事または福祉情報等から記事を抜粋し点字誌で郵送します。また、メール版・電話ナビゲーションサービスによる音声提供もしています。

（対象）

都内在住で視覚障害のある方

窓 口



公益社団法人東京都盲人福祉協会

TEL：03-3208-9001・FAX：03-3208-9005

電話ナビゲーションサービス専用 TEL：0570-021802

メール：info@tomoukyo.or.jp



2. 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

(内容)

日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問合せください。要予約。

(費用)

無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USB や CD ほか）をご持参ください。

(対象)

視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方（都内在住・在勤・在学の方）

窓 □

東京都障害者福祉会館 TEL：03-3455-6321・FAX：03-3453-6550

3. 広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）

東京都の広報紙の内容を点字・テープ・デイジーにして、毎月1日発行で郵送します。費用は無料です。なお、東京都公式HPの「WEB 広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。

(対象)

都内在住の視覚障害のある方

HP：<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

窓 □

東京都政策企画局 戦略広報部 戦略広報課

TEL：03-5388-3093・FAX：03-5388-1329

4. 都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）

都議会の活動内容をお知らせするため、年4回郵送します。費用は無料です。なお、都議会HPの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

HP：<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

(対象)

都内在住の視覚障害のある方

窓 □

東京都議会議会局管理部 広報課

TEL：03-5320-7126・FAX：03-5388-1779

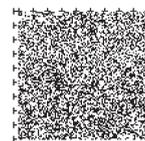
5. 市 声の市広報

担当窓口：障害者福祉課生活係

市広報の内容をCDまたはテープにして郵送します。費用は無料です。また、選挙が行われる際には、選挙公報の内容をCDまたはテープにして「選挙のお知らせ」を郵送します。

(対象)

視覚障害のある方



日常生活の支援

6. 市議会だより

担当窓口: 議会事務局庶務課調査係

年に5回発行している市議会だよりをカセットテープ・CDまたはデジ版に作成して郵送します。費用は無料です。

(対象)

視覚障害のある方

窓口

議会事務局庶務課 調査係

TEL: 042-335-4506・FAX: 042-364-5415

7. 点字録音刊行物作成配布事業

視覚障害のある方が社会生活を営む上で必要な情報、知識を原則として都政刊行物の中から選定し、点字本または音声版（カセットテープまたはデジ版）として毎月1点作成配布します。費用は無料です。

(対象)

都内在住、原則として18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方

窓口

公益社団法人東京都盲人福祉協会

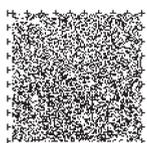
TEL: 03-3208-9001 FAX: 03-3208-9005

メール: info@tomoukyo.or.jp

8. 点字図書館

点字図書・録音図書（CD、テープ）の製作・貸出のほか、各図書館により点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成などを行っています。このほか、一部の図書館では対面朗読や希望図書の点訳、録音のサービス、視覚障害者用生活用具の研究開発と普及も行っています。

名称	所在地	電話
日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0241
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20	03-3200-0987
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2	03-3200-6160
ロゴス点字図書館	〒135-8585 江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内	03-5632-4428



1. 手話通訳者の派遣

担当窓口：障害者福祉課生活係

聴覚、言語、音声機能障害のある方が社会生活上必要なコミュニケーションを行う場合に、手話通訳者を派遣します。原則、本人の費用負担はありませんが、市登録の通訳者を利用し市外への派遣の場合は、交通費の一部が利用者負担となる場合があります。

(対象)

聴覚、言語、音声機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方

(申請方法)

担当窓口で登録申請を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、手話通訳者を必要とする日の原則1週間前までに、東京手話通訳等派遣センターへ派遣の申請をしてください。

(派遣申請)

府中派遣窓口 TEL / FAX : 03-6273-0338

メール : fuchu@tokyo-shuwacenter.or.jp

(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター

FAX : 03-3354-6868

TEL : 03-3352-3335

2. 要約筆記者の派遣

担当窓口：障害者福祉課生活係

聴覚、言語、音声機能障害のある方が社会生活上必要なコミュニケーションを行う場合に、要約筆記者を派遣します。なお、本人の費用負担はありません。

(対象)

聴覚、言語、音声機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方

(申請方法)

担当窓口で登録申請を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、要約筆記者を必要とする日の原則1週間前までに、東京手話通訳等派遣センターへ派遣の申請をしてください。

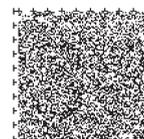
(派遣申請)

(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター要約筆記派遣担当

FAX : 03-3354-6868

TEL : 03-3352-3335

メール : youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp



(再掲) 3. 聴覚障害者相談事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

相談や申請などで市役所に来庁した聴覚障害のある方の手話通訳を行います。(10ページ参照)

4. 遠隔手話通訳サービス等事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

市役所窓口で、手話通訳や筆談を必要とする方は、タブレット端末を活用した次のサービスをご利用いただくことができます。

- (1) ビデオ通話による遠隔手話通訳機能
- (2) 音声文字化機能
- (3) 筆談機能

(利用方法)

- (1) 貸出しのタブレット端末の利用

市役所おもや内での手続きに使用できるタブレットを貸出します。

(貸出場所) 障害者福祉課

(利用時間) 平日 午前8時半から午後5時15分まで

- (2) 2次元コードを活用した遠隔手話通訳サービスの利用

市公共施設に設置されている2次元コードを読み取ることで、ご自身のスマートフォンで遠隔手話通訳サービスをご利用できます。

(設置場所) ホームページに記載の施設

(利用可能時間) 各施設の開庁時間に準ずる (年末年始期間を除く)



日常生活の支援

5. 聴覚障害者情報提供施設

聴覚に障害のある方とそのご家族、関係者に対し、コミュニケーション、情報、文化等に関する各種の事業 {字幕・手話付ビデオの制作・貸出、文化教養講座 (詳細はお問合せ下さい) の開催、生活相談、精神保健福祉相談、聞こえの相談等} を行っています。

窓 口

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター (目黒区五本木1-8-3)

FAX: 03-6833-5005・TEL: 03-6833-5004

メール: soudan@jyoubun-center.or.jp

HP: <http://www.jyoubun-center.or.jp>

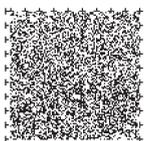
6. コミュニケーション機器の貸出

オーバーヘッドプロジェクター、ヒアリングループ、ビデオプロジェクター等を無料で貸出します。ただし、運搬費用等は自己負担となります。

(対象)

聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方及びその保護者または聴覚障害者団体等

手続窓口



(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター(コミュニケーション支援課)

FAX: 03-3354-6868・TEL: 03-3352-3335

図書館利用にハンディキャップがある方に次のようなサービスを行っています。ご利用にあたっては、一部を除いて登録手続きが必要です。なお、サービスごとに要件が異なりますので、詳しくは中央図書館へお問い合わせください。

(1) 視覚障害等により通常の読書が困難な方へのサービス

- ・ 録音図書（デジタイズ図書・再生機、カセット）、点字図書、大活字本の貸出
市立図書館に所蔵がない場合は他自治体の図書館からお取寄せします。地区図書館でも受取ることができます。
- ・ 対面朗読
ボランティアが中央図書館の対面朗読室でご希望の図書や雑誌を朗読します。
- ・ 読書支援機器の利用
拡大読書機や印刷物を音声で読みあげる機器をご利用いただけます。

(2) 来館が困難な方へのサービス

- ・ 郵送貸出
視覚障害のある市民の方への録音図書や点字図書の貸出・返却を郵送で行っています。
- ・ 宅配
障害や高齢などにより来館が困難な市民の方へボランティアまたは職員が資料を宅配します。

(3) 耳の不自由な方へのサービス

FAX・メール（下記参照）によるリクエスト（予約・取り寄せ）の受付やレファレンスサービスを行っています。

(4) 通常の活字による読書が苦手な子どもへのサービス

通常の活字による読書が苦手な子ども向けに布の絵本やさわる絵本、やさしい文章にふりがなや絵文字などの読みやすい工夫がされたLLブック（えるえるブック）を中央図書館にご用意しています。各地区図書館に取り寄せて受け取ることもできます。

問合せ・窓口

中央図書館 ハンディキャップサービス担当（受付時間 午前9時～午後5時）

府中市府中町2-24 TEL：042-362-8647・FAX：042-334-5370

メール：tosyo02@city.fuchu.tokyo.jp



日常生活の支援

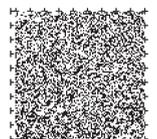
余暇・文化・学習

1. 東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）

東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。助成回数は年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで。助成金額は障害者（大人）6,490円まで、障害者（子ども）5,770円まで、付添者（大人）3,250円まで。

(対象)

- (1) 都内に住所を有し、障害者手帳をお持ちの方（有効期限内であること）。



(2)付添者とは、宿泊施設を利用するにあたり、障害者の日常生活動作等の介助を行える中学生以上の方で、利用者1名につき1名となります。(都内在住の方に限りません)

(申請方法)

- (1)東京都が指定する宿泊施設に予約します。
- (2)予約後すぐに日本チャリティ協会に予約済みの連絡をします。
(助成の受付締切は、団体は利用日の3週間前、個人は利用日の2週間前)
- (3)連絡の後、同会に所定の利用申込書を送ります。

窓口

申込書配布 障害者福祉課 生活係
申込先 公益財団法人 日本チャリティ協会 (新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階)
TEL: 03-3353-5942・FAX: 03-3359-7964

2.心身障害者(児)休養事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

東京都障害者休養ホーム施設(前ページ参照)のうち、亀の井ホテル塩原・鴨川、シャトレゼホテル石和、箱根高原ホテル、富士レークホテルの5施設及びフォレストリゾート北八ヶ岳天空の森やちほ(旧「市民保養所やちほ」)について、宿泊料の一部を1人年間2泊まで助成します。

宿泊利用する前に申込みしてください(利用した後の助成申込みはできません)。

(対象)

障害者手帳をお持ちの市民及び付添いの方。

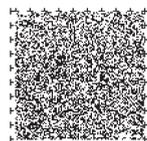
ただし、付添いは必要な介助を行える中学生以上の方で障害のある方1人につき1人までです。

(申請方法)

利用される施設への予約後、利用施設から助成可の連絡を受けてから、(公財)日本チャリティ協会へ予約内容を連絡し、申込書を送付。協会から郵送された利用券を持参して障害者福祉課へお申込みください。フォレストリゾート北八ヶ岳天空の森やちほについては、施設への予約後に障害者福祉課へお申込みください。

窓口

障害者福祉課 生活係



3. 都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用(一部割引)

(対象) (1)(2) 共通

障害者手帳をお持ちの方及びその付添いの方。なお、付添いの方は必要な範囲に限ります。

(内容)

(1) 有料の都立公園で障害者手帳を提示すれば、入場料が無料になります。また、車いすの貸出し、公園駐車場の無料利用ができる公園もあります。くわしくは各公園の各管理事務所にお問い合わせください。

窓 口 公園駐車場の無料利用について

公益財団法人 東京都公園協会 営業課 TEL: 03-3232-3138

(2) 次の有料施設で障害者手帳を提示すれば、入場料が無料もしくは割引となります。くわしくは各施設の窓口へお問い合わせください。

対象施設

東京都江戸東京博物館／江戸東京たてもの園／東京都写真美術館／東京都現代美術館／駒沢オリンピック公園総合運動場／東京スポーツ文化館（割引）／東京武道館／東京都辰巳国際水泳場／東京都障害者総合スポーツセンター／東京都多摩障害者スポーツセンター／東京体育館（ただし、健康体力相談室の利用は除きます。）

4. 市公共施設等の利用料減免

(1) 施設

各施設の利用料減免は次のとおりです。

① 府中市郷土の森博物館

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付添いの方（1人につき1人まで）の博物館入場料、プラネタリウム観覧料（一般投映のみ）が無料になります。なお、送迎用バスなど大型車両の駐車場が必要な場合は、電話でご予約ください。

② 生涯学習センター

障害者手帳の提示で本人及び介助者（1人につき1人まで）の温水プール及びトレーニング室の個人利用料が無料になります。

※ただし、トレーニング室利用の場合、介助者は介助のみでトレーニング室器具のご利用はできません。

③ 府中市美術館

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付添いの方（1人につき1人まで）の観覧料（常設展、企画展とも）が無料になります。

④ 郷土の森総合体育館

⑤ 地域体育館（栄町、四谷、白糸台、押立、本宿）

⑥ プール（郷土の森総合、市民、西府）及び美好水遊び広場

⑦ 市民陸上競技場

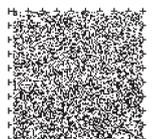
(④～⑦共通)

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付添いの方（1人につき1人まで）の一般公開の使用料が無料になります。

※ただし、貸切利用の場合は無料にはなりません。



日常生活の支援



窓口

- ①郷土の森博物館 TEL : 042-368-7921 ・ FAX : 042-360-8217
- ②生涯学習センター TEL : 042-336-5700 ・ FAX : 042-336-5709
- ③府中市美術館 TEL : 042-336-3371 ・ FAX : 042-335-7576
- ④郷土の森総合体育館 TEL : 042-363-8111 ・ FAX : 042-360-9856
- ⑤地域体育館
 - 栄町体育館 TEL : 042-367-0611
 - 四谷体育館 TEL : 042-368-7455
 - 白糸台体育館 TEL : 042-363-1004
 - 押立体育館 TEL : 042-367-0750
 - 本宿体育館 TEL : 042-366-0831
- ⑥プール
 - 郷土の森総合プール TEL : 042-363-8111 (郷土の森総合体育館)
 - 市民プール TEL : 042-335-4488 (スポーツタウン推進課)
 - 西府プール TEL : 042-335-4488 (スポーツタウン推進課)
 - 美好水遊び広場 TEL : 042-335-4488 (スポーツタウン推進課)
- ⑦市民陸上競技場 TEL : 042-368-1686

(2) 駐車場

施設利用時にかぎり次の駐車場では、障害者手帳の提示で駐車料金が無料または一部が無料になります。本人が運転する場合及び介護者と同乗している場合のみ対象になります。

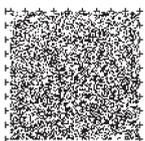
- ①生涯学習センター
 - ②府中の森市民聖苑
 - ③府中の森芸術劇場 (令和6年度は休館中のためご利用いただけません)
 - ④ルミエール府中
 - ⑤府中駅南口市営駐車場
 - ⑥府中市美術館
- ※①～④は無料。

⑤は障害者手帳をお持ちの方に限り、最初の1時間(400円分)が無料。ただし、ル・シーニュ内の府中市施設ご利用の方は全額無料。

⑥は事前に電話でお問い合わせください。

窓口

- ①生涯学習センター TEL : 042-336-5700 ・ FAX : 042-336-5709
- ②府中の森市民聖苑 TEL : 042-367-7788 ・ FAX : 042-367-3110
- ③府中の森芸術劇場 TEL : 042-335-6211 ・ FAX : 042-335-6214
- ④ルミエール府中 (府中市市民会館) TEL : 042-361-4111 ・ FAX : 042-361-4398
- ⑤府中駐車場管理公社 TEL : 042-336-9646 ・ FAX : 042-336-9647
- ⑥府中美術館 TEL : 042-336-3371 ・ FAX : 042-335-7576



選挙

1. 郵便等による不在者投票

担当窓口：選挙管理委員会事務局

事前に選挙管理委員会事務局に申請を行い、審査のうえ郵便等投票証明書が交付された後、郵便等による不在者投票ができます。郵送による申請も可能です。

(対象)

申請書への署名、投票用紙への記載が自書できる方で、次の条件に当てはまる方

- (1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）
- (2) 介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

(申請に必要なもの)

- ① 郵便等投票証明書交付申請書
- ② 対象者(1)の方は障害者手帳、対象者(2)の方は介護保険被保険者証

(投票用紙等の請求)

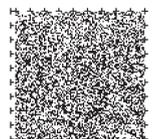
「郵便等投票証明書」の交付を受けた方には、選挙の前に「投票用紙等の請求カード」（署名必要）をお送りします。「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日（投票日）の4日前までに届くように返送してください。

窓口

選挙管理委員会事務局 TEL：042-335-4486・FAX：042-334-2983



日常生活の支援



事前に選挙管理委員会事務局に申請した代理記載人（選挙権がある方）が投票用紙の記載を代理し、投票することができます。

(対象)

「郵便等による不在者投票」（前ページ参照）に該当し、投票用紙の記載が自書できない方で、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	特別項症	第1項症			第2項症		
	上肢、視覚の障害	○				上肢、視覚の障害	○	○	○

(申請に必要なもの)

- ①代理記載人となるべき者の届出書等、郵便等投票証明書
- ②障害者手帳

※「郵便等投票証明書」をお持ちでない場合は、「郵便等投票証明書」交付申請の手続き（前ページ参照）と代理記載制度の手続きを同時に行うことができます。

その場合、「郵便等投票証明書」の交付申請書への自書は不要です。

(投票用紙等の請求)

「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」の交付を受けた方には、選挙の前に「投票用紙等の請求カード」（代理人の署名必要）をお送りします。「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日（投票日）の4日前までに届くように返送してください。

窓 口

選挙管理委員会事務局 TEL：042-335-4486・FAX：042-334-2983

